佐賀県告示第171号

公金事務取扱要領（平成４年佐賀県告示第226号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成30年３月30日

佐賀県知事　山　口　祥　義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
（定義） **第２条**　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(7)　略 (8)　取りまとめ店　指定金融機関の店舗のうち、収納代理店又は取次店が取り扱った収納金を取りまとめる店舗をいう。 (9)　取りまとめ店・郵便局　ゆうちょ銀行・郵便局が取り扱った収納金を取りまとめる店舗及び郵便局をいう。	（定義） **第２条**　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(7)　略 (8)　取りまとめ店　指定金融機関の店舗のうち、取扱店、収納代理店又は取次店が取り扱った収納金を取りまとめる店舗をいう。 (9)　ゆうちょ銀行取りまとめ店　ゆうちょ銀行（ゆうちょ銀行から銀行業務を委託された郵便局を含む。）が取り扱った収納金を取りまとめる店舗をいう。
（収納手続） **第６条**　略 ２　取扱店、収納代理店又は取次店が前項の規定により公金を収納したときは、公金及び納入領収済通知書、払込領収済通知書又は返納領収済通知書（以下「領収済通知書」という。）を取りまとめ店に送付しなければならない。 ３　指定店が第１項の規定により公金を収納したとき、又は取りまとめ店が第２項の規定により公金を受領したときは、領収済通知書を取引店に送付しなければならない。	（収納手続） **第６条**　略 ２　取扱店、収納代理店又は取次店が前項の規定により公金を収納したときは、公金及び納入領収済通知書、払込領収済通知書又は返納領収済通知書（以下「領収済通知書」という。）を取りまとめ店又はゆうちょ銀行取りまとめ店に送付しなければならない。 ３　指定店が第１項の規定により公金を収納したとき、又は取りまとめ店が前項の規定により公金を受領したときは、領収済通知書を取引店に送付しなければならない。 ４　ゆうちょ銀行取りまとめ店が第２項の規定により公金を受領したときは、公金、領収済通知書及び公金払込高通知書を取引店に送付しなければならない。

改正前	改正後
４　取引店は、第１項の規定により公金を収納したとき、又は前項の規定により領収済通知書の送付を受けたときは、領収済通知書を会計管理者に送付しなければならない。	５　取引店は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を会計管理者に送付しなければならない。 (1)　第１項の規定により公金を収納した場合又は第３項の規定により領収済通知書の送付を受けた場合　領収済通知書 (2)　前項の規定により領収済通知書及び公金払込高通知書の送付を受けた場合　領収済通知書及び公金払込高通知書
５　指定店のうち特に指定された店舗は、取りまとめ店・郵便局から公金取扱規定により納付された公金について、公金受高報告書及び領収済通知書（以下次項までにおいて「受高報告書等」という。）の送付を受けたときは、直ちに、当該公金及び受高報告書等を取引店に引き継がなければならない。	
６　取引店は、前項の規定により受高報告書等を引き継いだときは、直ちに、これを会計管理者に送付しなければならない。	
７　略	６　略
	７　前各項の規定にかかわらず、収納手続きについては会計管理者が認める方法によることができる。
（送金資金の処理） **第15条**　取引店は、県費送金依頼書により送金依頼を受けたもの及び緊急支払依頼書により緊急支払店が支払依頼を受けたもののうち、依頼された日から１年を経過し、その支払を終わらないものがあるときは、毎月分を取りまとめ、本庁等の各課及びかい別に送金取消通知書（様式第９号）を３部作成し、翌月10日までに１部を会計管理者に、１部を総括店にそれぞれ送付するとともに、１部を自店で所持しなければならない。	（送金資金の処理） **第15条**　取引店は、県費送金依頼書により送金依頼を受けたもの及び緊急支払依頼書により緊急支払店が支払依頼を受けたもののうち、依頼された日から１年を経過し、その支払を終わらないものがあるときは、毎月分を取りまとめ、本庁等の各課及びかい別に送金取消通知書（様式第９号）を作成し、翌月末日までに会計管理者及び総括店に送付するとともに、自店で所持しなければならない。
（諸報告書の提出） **第21条**　総括店及び取引店は、前条に掲げる分類に従い次の表に掲げる報告書（支払未済繰越金、一時借入金、現金の運用、保管現	（諸報告書の提出） **第21条**　総括店及び取引店は、前条に掲げる分類に従い次の表に掲げる報告書（支払未済繰越金、一時借入金、現金の運用、保管現

改正前

金、一時運用金及び一時融通金に係るものにあっては、現金在高総括表）を提出しなければならない。

指定金融機関等	提出報告書	提出部数	提出先	提出期限等
総括店	略			
	収入月計表（様式第11号）及び支出月計表（様式第12号）（収入月計表及び支出月計表の内容を記録した磁気テープを添付）	略		翌月の第２営業日まで
取引店（指定金融機関）	収入日報（様式第13号）及び支出日報（様式第14号）（領収済通知書及び収入日報付表の内容を記録した磁気テープを添付） 添付書類 収入日報付表（様式第15号） 領収済通知書（佐賀県就農支援資金特別会計の収支事務（事務費に係る収支事務を除く。）に係る返納領収済	略		

改正後

金、一時運用金及び一時融通金に係るものにあっては、現金在高総括表）を提出しなければならない。

指定金融機関等	提出報告書	提出部数	提出先	提出期限等
総括店	略			
	収入月計表（様式第11号）及び支出月計表（様式第12号）	略		翌月の第３営業日まで
取引店（指定金融機関）	収入日報（様式第13号）及び支出日報（様式第14号） 添付書類 収入日報付表（様式第15号） 領収済通知書（佐賀県就農支援資金特別会計の収支事務（事務費に係る収支事務を除く。）に係る返納領収済	略		

改正前		改正後	
通知書を含む。） 不渡証券通知書及び当該証券 公金振替済書 口座振替済書 県費送金手続済書 更正済書		通知書を含む。） 証券不渡通知書及び当該証券 小切手未払資金組入済通知書 小切手振出済通知書 支払未済繰越金歳入組入通知書 未払資金組入済通知書 直接払済書 資金決済済書 緊急支払通知書 公金振替済書 口座振替済書 県費送金手続済書 送金取消通知書 更正済書 公金払込高通知書	
収入日報及び支出日報 添付書類 公金振替依頼書 支払済小切手更正依頼書 証券不渡通知書 公金受高報告書	略	収入日報及び支出日報 添付書類 公金振替依頼書 支払済小切手更正依頼書 証券不渡通知書	略

改正前	改正後
略	略